第2の3に次のように加える。

四　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第3の4各号列記以外の部分中「異分野連携新事業分野開拓」を「海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓」に改め、第3の4三を第3の4四とし、第3の4二を第3の4三とし、第3の4一を第3の4二とし、第3の4二の前に次のように加える。

一　国内の事業基盤の維持

国は、海外における異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

第3の4に次のように加える。

五　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、異分野連携新事業分野開拓の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第5を第6とし、第4の2七中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、第4を第5とし、第3の次に次のように加える。

第4　経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の支援体制の整備

1　経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る取組を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一　経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュフロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

二　調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言

三　中小企業の経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2　経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一　経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二　経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三　経営革新等支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、経営革新等支援業務の実施体制を構築すること。

四　経営革新等支援業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、経営革新等支援業務を実施する体制を有していること。

3　経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した経営革新等支援業務を行う認定経営革新等支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるよう報告体制を整備するものとする。

ホ　国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ヘ　国は、商工会等からの報告内容、認定経営革新等支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定経営革新等支援機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定経営革新等支援機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

ト　国は、経営革新等支援業務の実績等が乏しい経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な研修プログラムを構築するものとする。

二　認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

イ　認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業に対する案件の継続的なモニタリングを実施すること。

ロ　認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業を支援対象から外すことのないようにすること。

ハ　認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の円滑な実施の観点から、認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等）等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

ニ　認定経営革新等支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ　認定経営革新等支援機関は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。